

確 約 書

投資事業有限責任組合 JAIC スペシャルティファンド（以下「甲」という。）及び株式会社タカチホ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2025年3月24日割当予定の乙株式50,000株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2025年3月24日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2025年3月4日

甲 （住 所） 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
（名 称） 投資事業有限責任組合 JAIC スペシャルティファンド
（代表者名） 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社
代表取締役 丸山 俊



乙 （住 所） 長野県長野市大豆島5888番地
（名 称） 株式会社タカチホ
（代表者名） 代表取締役 久保田 一臣



確 約 書

投資事業有限責任組合 JAIC スペシャルティファンド（以下「甲」という。）及び株式会社タカチホ（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2025 年 3 月 24 日割当予定の乙株式 50,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2025 年 3 月 24 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受け
た者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の
方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告
する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の
内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及
び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正
本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2025 年 3 月 4 日

甲 東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
投資事業有限責任組合 JAIC スペシャルティファンド
無限責任組合員 日本アジア投資株式会社
代表取締役 丸山 俊



乙 長野県長野市大豆島 5888 番地
株式会社タカチホ
代表取締役 久保田 一臣

